### ○船橋市子育て支援センター条例

平成 12 年 9 月 29 日

条例第 43 号

船橋市子育て支援センター条例

(趣旨)

第1条 <u>この条例</u>は、乳幼児の保護者に対し子育て支援を行うため、子育て支援センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 市は、子育て支援センターを設置する。

2 子育て支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

船橋市南本町子育て支援センター 船橋市南本町 10番1号 船橋市高根台子育て支援センター 船橋市高根台2丁目1番1号

(平 14 条例 33・平 19 条例 16・一部改正)

(業務)

第3条 船橋市子育て支援センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる業務を 行う。

- (1) 子育てに関する相談に応じ、指導を行うこと。
- (2) 子育てに関する情報及び学習の機会を提供すること。
- (3) 地域の子育て活動に対し育成及び支援を行うこと。
- (4) その他子育てに関し市長が必要があると認める業務

(使用の要件)

第4条 センターを使用することができる者は、市内に居住する乳幼児及びその保護者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (使用の許可)

第 5 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、センターの管理運営上支障があると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

## (使用許可の取消し)

第6条 市長は、<u>前条</u>の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が<u>次の各号</u>のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する使用の要件を欠いたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、使用の許可を受けたとき。
- (3) その他市長が使用を不適当と認めるとき。

#### (損害賠償)

第7条 使用者は、センターの施設等を損傷したときは、市長の定めるところにより、 これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

# (委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 30 日条例第 33 号)

この条例は、平成14年11月1日から施行する。

附 則(平成 19年3月30日条例第16号)抄

# (施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。